

津市訓令第44号

庁中一般
出先機関

津市支所及び出張所処務規程及び津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

津市支所及び出張所処務規程及び津市事務専決規程の一部を改正する訓令

(津市支所及び出張所処務規程の一部改正)

第1条 津市支所及び出張所処務規程(平成18年津市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1久居総合支所の表福祉課の部高齢・障がい担当の項中第14号を削り、第15号を第14号とする。

別表第1河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の部福祉担当の項中第30号を削り、第31号を30号とする。

別表第6久居総合支所の表福祉課の項中

20	自立支援給付に関する報告等に関する事。	○			
21	障害福祉サービス受給者証、身体障害者受給者証及び知的障害者受給者証の交付に関する事。	○			
22	障害福祉サービスの支給量の変更に関する事。	○			
23	介護給付費等の支給の申請の受付及び調査指導等に関する事。	○			
24	自立支援医療費の支給の申請の受付及び調査指導等に関する事。	○			
25	補装具の交付又は修理及び補装具の購入又は修理に要する費用の支給に関する事。	○			
26	補装具の交付又は修理の委託に関	○			

	すること。				
27	日常生活用具の給付又は貸与の委託に関すること。	○			
28	障害福祉サービス事業その他の事業又は身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の利用のあっせん、調整又は要請に関すること。	○			
29	施設支給決定身体障害者又は施設支給決定知的障害者の障害程度区分の変更の決定に関すること。	○			
30	更生訓練費又は物品の支給に関すること。	○			
31	施設訓練等支援費等の支給に関する必要な事項の文書の提出等に関すること。	○			

を「

20	自立支援給付（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費を除く。）に係る申請の受付及び調査指導等に関すること。	○			
21	自立支援給付（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費を除く。）の支給決定の変更に関すること。	○			
22	地域生活支援事業に係る申請の受付及び調査指導等に関すること。	○			
23	地域生活支援事業に係る利用決定の変更に関すること。	○			
24	障害福祉サービス受給者証等の交付に関すること。	○			
25	障害福祉サービス事業その他の事業又は身体障害者社会参加支援施設の利用のあっせん、調整又は要請に関すること。	○			

に、「32 難病患者等日常生活用具給付事業」を「26 難病患者等日常生

活用具給付事業」に改め、

「	33 手話通訳者等の派遣に関するこ	○				
	と。					

を削り、「34 介護保険被保険者証」を「27 介護保険被保険者証」に、「35 介護保険被保険者証」を「28 介護保険被保険者証」に、「36 介護保険資格者証」を「29 介護保険資格者証」に、「37 介護保険第1号被保険者」を「30 介護保険第1号被保険者」に、「38 介護保険第1号保険料」を「31 介護保険第1号保険料」に、「39 介護保険第1号保険料」を「32 介護保険第1号保険料」に、「40 介護保険第1号保険料」を「33 介護保険第1号保険料」に、「41 国民健康保険被保険者」を「34 国民健康保険被保険者」に、「42 国民健康保険被保険者証」を「35 国民健康保険被保険者証」に、「43 国民健康保険料」を「36 国民健康保険料」に、「44 国民健康保険料」を「37 国民健康保険料」に、「45 国民健康保険料」を「38 国民健康保険料」に、「46 国民健康保険料」を「39 国民健康保険料」に、「47 国民健康保険料」を「40 国民健康保険料」に、「48 福祉医療費」を「41 福祉医療費」に、「49 福祉医療費」を「42 福祉医療費」に、「50 老人保健医療受給者」を「43 老人保健医療受給者」に、「51 老人保健医療」を「44 老人保健医療」に、「52 老人保健医療費等」を「45 老人保健医療費等」に改める。

別表第6河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の項中

「	33 自立支援給付に関する報告等に関すること。	○				
	34 障害福祉サービス受給者証、身体障害者受給者証及び知的障害者受給者証の交付に関すること。	○				
	35 障害福祉サービスの支給量の変更に関すること。	○				
	36 介護給付費等の支給の申請の受付及び調査指導等に関すること。	○				
	37 自立支援医療費の支給の申請の受付及び調査指導等に関すること。	○				
	38 補装具の交付又は修理及び補装具	○				

を「

	の購入又は修理に要する費用の支給に関すること。				
39	補装具の交付又は修理の委託に関すること。	○			
40	日常生活用具の給付又は貸与の委託に関すること。	○			
41	障害福祉サービス事業その他の事業又は身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の利用のあっせん、調整又は要請に関すること。	○			
42	施設支給決定身体障害者又は施設支給決定知的障害者の障害程度区分の変更の決定に関すること。	○			
43	更生訓練費又は物品の支給に関すること。	○			
44	施設訓練等支援費等の支給に関する必要な事項の文書の提出等に関すること。	○			
33	自立支援給付（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費を除く。）に係る申請の受付及び調査指導等に関すること。	○			
34	自立支援給付（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費を除く。）の支給決定の変更に関すること。	○			
35	地域生活支援事業に係る申請の受付及び調査指導等に関すること。	○			
36	地域生活支援事業に係る利用決定の変更に関すること。	○			
37	障害福祉サービス受給者証等の交付に関すること。	○			
38	障害福祉サービス事業その他の事業又は身体障害者社会参加支援施設	○			

」

	の利用のあつせん、調整又は要請に 関すること。						
--	----------------------------	--	--	--	--	--	--

に、「45 難病患者等日常生活用具給付事業」を「39 難病患者等日常生活用具給付事業」に改め、

	46 手話通訳者等の派遣に関するこ と。		○				
--	-------------------------	--	---	--	--	--	--

を削り、「47 介護保険被保険者証」を「40 介護保険被保険者証」に、「48 介護保険被保険者証」を「41 介護保険被保険者証」に、「49 介護保険資格者証」を「42 介護保険資格者証」に、「50 介護保険第1号被保険者」を「43 介護保険第1号被保険者」に、「51 介護保険第1号保険料」を「44 介護保険第1号保険料」に、「52 介護保険第1号保険料」を「45 介護保険第1号保険料」に、「53 介護保険第1号保険料」を「46 介護保険第1号保険料」に、「54 国民健康保険被保険者」を「47 国民健康保険被保険者」に、「55 国民健康保険被保険者証」を「48 国民健康保険被保険者証」に、「56 国民健康保険料」を「49 国民健康保険料」に、「57 国民健康保険料」を「50 国民健康保険料」に、「58 国民健康保険料」を「51 国民健康保険料」に、「59 国民健康保険料」を「52 国民健康保険料」に、「60 国民健康保険料」を「53 国民健康保険料」に、「61 福祉医療費」を「54 福祉医療費」に、「62 福祉医療費」を「55 福祉医療費」に、「63 老人保健医療受給者」を「56 老人保健医療受給者」に、「64 老人保健医療」を「57 老人保健医療」に、「65 老人保健医療費等」を「58 老人保健医療費等」に改める。

(津市事務専決規程の一部改正)

第2条 津市事務専決規程(平成18年津市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2個別専決事項の表健康福祉部の表高齢・障がい福祉課の項中

	21 介護給付費等の支給の要否の決定 又は支給決定の取消しに関するこ と。				○	
	22 障害福祉サービス受給者証、身体 障害者受給者証及び知的障害者受給 者証の交付に関すること。		○			
	23 介護給付費等の支給決定の変更に 関すること。		○			

24	介護給付費等の支給に関する こと。			○
25	介護給付費等の支払に関する こと。			○
26	自立支援医療費の支給に関する こと。			○
27	補装具の交付又は修理及び補装具 の購入又は修理に要する費用の支給 に関すること。	○		
28	補装具の交付又は修理の委託に関 すること。	○		
29	日常生活用具の給付又は貸与の委 託に関すること。	○		
30	障害福祉サービス事業その他の事 業又は身体障害者更生援護施設及び 知的障害者更生援護施設の利用のあ っせん、調整又は要請に関するこ と。	○		
31	施設訓練等支援費の支給に関する こと。			○
32	施設訓練等支援費の支給の要否の 決定に関すること。			○
33	施設訓練等支援費の支払に関する こと。			○
34	施設支給決定身体障害者又は施設 支給決定知的障害者の障害程度区分 の変更の決定に関すること。	○		
35	施設支給決定の取消しに関するこ と。			○
36	更生訓練費又は物品の支給に関す ること。	○		
37	施設訓練等支援費等の支給に関す る必要な事項の文書の提出等に関す ること。	○		
38	身体障害者更生施設等への入所の			○

	<p>要否に係る意見書の交付に関する こと。</p>						」
を 「	<p>21 自立支援給付（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費を除く。）の支給の要否の決定又は支給決定の取消しに関すること。</p> <p>22 自立支援給付（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費を除く。）の支給決定の変更に関すること。</p> <p>23 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に関すること。</p> <p>24 地域生活支援事業に係る利用の決定又は利用決定の取消しに関すること。</p> <p>25 地域生活支援事業に係る利用決定の変更に関すること。</p> <p>26 地域生活支援事業に係る委託に関すること。</p> <p>27 自立支援給付及び地域生活支援事業に係る費用の支払に関すること。</p> <p>28 障害福祉サービス受給者証等の交付に関すること。</p> <p>29 障害福祉サービス事業その他の事業又は身体障害者社会参加支援施設の利用のあっせん、調整又は要請に関すること。</p>		○		○		」

に、「39 身体障害者福祉法」を「30 身体障害者福祉法」に、「第38条第3項及び第4項及び」を「第38条第1項、」に、「第27条並びに」を「第27条及び」に、「40 身体障害者福祉法」を「31 身体障害者福祉法」に、「41 精神障害者」を「32 精神障害者」に、「42 自立支援医療費（精神通院医療費）の事務に係る」を「33 精神通院医療に係る自立支援医療費の申請書の」に、「43 精神障害者保健福祉手帳」を「34 精神障害者保健福祉手帳」に、「44 特別児童扶養手当」を「35 特別児

津市訓令第45号

庁中一般
出先機関

津市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

津市職員服務規程の一部を改正する訓令

津市職員服務規程（平成18年津市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（酒酔い運転等に係る報告義務）

第14条の2 道路交通法第65条第1項の規定に違反し、酒酔い運転又は酒気帯び運転により、検挙等されたときは、当該職員は、その内容を直ちに酒酔い運転等報告書（第9号様式の2）により市長に報告しなければならない。

第15条中「前条第1項」を「第14条第1項」に改め、「起こした職員」の次に「及び前条の酒酔い運転又は酒気帯び運転により、検挙等された職員」を加える。

第9号様式の次に次の1様式を加える。

第9号様式の2（第14条の2関係）

酒酔い運転等報告書

飲酒運転の区分	酒酔い運転 ・ 酒気帯び運転
酒酔い運転又は酒気帯び運転により検挙等された日時	年 月 日 午 前 時 分 後
酒酔い運転又は酒気帯び運転により検挙等された場所	
身体の有保に係るアルコールの程度	<input type="checkbox"/> 呼気0.25mg/l以上 <input type="checkbox"/> 呼気0.15mg/l以上0.25mg/l未満
酒酔い運転又は酒気帯び運転をし、検挙等された状況	

上記のとおり 酒酔い運転
酒気帯び運転 をし、検挙等されましたので報告します。

年 月 日

所 属
職 名
氏 名

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

津市告示第435号

下記の者に対する平成18年度固定資産税・都市計画税第2期督促状は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第436号

下記の者に対する平成18年度固定資産税・都市計画税第2期督促状は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 4 3 7 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 2 年一志町告示第 1 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

野田 1 自治会

三重県津市一志町高野 5 0 番地 2

代表者 山 際 利 己

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	会の区域は、一志郡一志町大字高野字野田のうち町道 1 1 6 号線以北、6 0 番地 1 から 1 0 3 番地 2 及び、2 6 0 5 番地 1 から 2 6 0 5 番地 1 5、2 6 0 8 番地 1、2 6 0 8 番地 2、字千部 3 4 番地 1 から 5 9 番地 1 0 までの区域とする。
変更後	会の区域は、津市一志町高野字野田のうち市道 1 1 6 号線以北、6 0 番地 1 から 1 0 3 番地 2 及び、2 6 0 5 番地 1 から 2 6 0 5 番地 1 5、2 6 0 8 番地 1、2 6 0 8 番地 2、字千部 3 4 番地 1 から 5 9 番地 1 0 までの区域とする。

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡一志町大字高野 5 0 番地 2
変更後	三重県津市一志町高野 5 0 番地 2

(3) 代表者の住所

変更前	三重県一志郡一志町大字高野 3 6 番地 1 8
変更後	三重県津市一志町高野 3 6 番地 1 8

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の区域、事務所の所在地及び代表者の住所が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため

津市告示第438号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成18年9月29日市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

1 平成18年9月29日議決を経た予算

平成18年度津市一般会計補正予算（第2号）

平成18年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成18年度津市一般会計補正予算（第3号）

平成18年度津市一般会計補正予算（第2号）

平成18年度津市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,751,353千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,841,330千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		千円 36,747,454	千円 100,000	千円 36,847,454
	4市 たばこ税	1,484,405	100,000	1,584,405
13 分担金及び負担金		1,838,788	895	1,839,683
	1分 担 金	70,282	895	71,177
15 国庫支出金		7,297,885	△493,640	6,804,245
	1国庫負担金	5,577,098	△437,351	5,139,747
	2国庫補助金	1,693,665	△59,239	1,634,426
	3委 託 金	27,122	2,950	30,072
16 県支出金		3,191,052	386,315	3,577,367
	1県負担金	1,540,480	353,031	1,893,511
	2県補助金	1,203,453	33,284	1,236,737
20 繰越金		100,000	3,753,450	3,853,450
	1繰越金	100,000	3,753,450	3,853,450
21 諸収入		1,385,206	2,633	1,387,839
	4受託事業収入	14,474	1,114	15,588
	5雑 入	636,624	1,519	638,143
22 市債		4,836,200	1,700	4,837,900
	1市 債	4,836,200	1,700	4,837,900
歳 入 合 計		89,089,977	3,751,353	92,841,330

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		565,324	1,500	566,824
	1 議 会 費	565,324	1,500	566,824
2 総 務 費		11,929,546	2,776,823	14,706,369
	1 総 務 管 理 費	9,858,372	2,676,823	12,535,195
	2 徴 税 費	1,284,643	100,000	1,384,643
3 民 生 費		23,886,528	710,126	24,596,654
	1 社 会 福 祉 費	11,907,627	187,966	12,095,593
	2 児 童 福 祉 費	8,649,706	522,160	9,171,866
6 農 林 水 産 業 費		2,924,617	27,799	2,952,416
	1 農 業 費	2,568,828	20,599	2,589,427
	2 林 業 費	243,608	7,200	250,808
7 商 工 費		1,301,579	77,333	1,378,912
	1 商 工 費	1,301,579	77,333	1,378,912
8 土 木 費		13,066,606	82,633	13,149,239
	1 土 木 管 理 費	530,459	110	530,569
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,787,536	52,523	2,840,059
	6 住 宅 費	428,713	30,000	458,713
10 教 育 費		10,128,883	75,139	10,204,022
	1 教 育 総 務 費	1,313,404	2,950	1,316,354
	2 小 学 校 費	3,013,209	43,600	3,056,809
	4 幼 稚 園 費	1,713,345	8,300	1,721,645
	5 社 会 教 育 費	1,796,422	4,489	1,800,911
	6 保 健 体 育 費	583,129	800	583,929
	7 短 期 大 学 費	558,044	15,000	573,044
歳 出 合 計		89,089,977	3,751,353	92,841,330

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
農業生産基盤整備事業	千円 112,300	千円 114,000

平成18年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,020,355千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,616,566千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

事業勘定 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 共同事業交付金		千円 284,396	千円 1,020,355	千円 1,304,751
	1 共同事業交付金	284,396	1,020,355	1,304,751
歳入合計		22,596,211	1,020,355	23,616,566

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 共同事業拠出金		千円 568,887	千円 1,020,355	千円 1,589,242
	1 共同事業拠出金	568,887	1,020,355	1,589,242
歳出合計		22,596,211	1,020,355	23,616,566

平成18年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成18年度津市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

津市長 松田直久

第1表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
川上簡易水道水源水量調査事業	平成19年度	千円 2,850

平成18年度津市一般会計補正予算（第3号）

平成18年度津市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,856,330千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円 8,483,058	千円 15,000	千円 8,498,058
	2 基金繰入金	8,482,558	15,000	8,497,558
歳入合計		92,841,330	15,000	92,856,330

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		千円 13,149,239	千円 15,000	千円 13,164,239
	2 道路橋りょう費	2,840,059	15,000	2,855,059
歳出合計		92,841,330	15,000	92,856,330

津市告示第 4 3 9 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅東公共自転車等駐車場及びセンターパレス
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 9 月 2 9 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 4 0 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 1 7 条第 1 項の規定により告示する。

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

指定した業者

業 者 名	所 在 地	指 定 期 間
有限会社鈴木設備	津市八幡町津 1 8 7 番地	平成 1 8 年 8 月 1 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
大久保設備	松阪市光町 3 6 番地 1 1	平成 1 8 年 8 月 1 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
中部企業株式会社	津市安濃町草生 1 9 2 番地	平成 1 8 年 8 月 1 6 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第441号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年10月3日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、津新町駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年10月3日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第442号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年10月4日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津新町駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年10月4日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第443号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年10月5日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年10月5日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第444号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年10月6日

津市長 松田直久

- 1 名称
地縁団体 森垣内
- 2 規約に定める目的
本会は、良好な地域社会の維持、形成に資することを目的とし、以下に掲げる地域的な共同活動を行う。
 - (1) 区域内住民相互の連絡
 - (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
 - (3) 集会施設・墓地施設等の維持管理
 - (4) 森垣内所有資産の維持管理
- 3 区域
本会の区域は、津市森町57番地から667番地10までとする。
- 4 事務所
三重県津市森町117番地
- 5 代表者の氏名及び住所
牛場 廣志
津市森町117番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行者の停止の有無ならびに職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号および第4号ならびに第2項の規定により解散する。
総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 9 認可年月日
平成18年10月6日

津市告示第 4 4 5 号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成 1 8 年 1 0 月 6 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0 9 2 6 8 7 3	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 9 月 1 日
2 1 0 1 6 0 3	平成 1 8 年 3 月 1 日	平成 1 8 年 9 月 5 日
0 4 6 0 4 3 6	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 9 月 8 日
0 3 1 7 0 4 0	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 9 月 1 0 日
0 3 6 6 3 5 1	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 9 月 2 6 日
0 5 6 9 2 7 7	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 9 月 2 7 日
2 1 5 3 5 4 7	平成 1 8 年 3 月 1 日	平成 1 8 年 9 月 2 7 日

国民健康保険高齢者受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
2 1 0 1 6 0 3	平成 1 8 年 3 月 1 日	平成 1 8 年 9 月 5 日

津市告示第446号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び同法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第4項の規定により公示する。

平成18年10月10日

津市長 松田直久

1 消除した住民票

(1)

(2)

(3)

2 消除した年月日

平成18年10月10日

津市告示第447号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年10月10日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 津駅、津新町駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年10月10日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第448号

三重県屋外広告物条例（昭和41年条例第45号）第19条の2第1項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年10月11日

津市長 松田直久

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

はり札等 43枚

立看板等 25枚

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所

高茶屋小森町地内他（国道23号周辺及び主要幹線道路）

3 広告物又は掲出物件を除去した日

平成18年9月5日から25日まで

4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項

返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。

（申出先）

津市建設部道路維持課

津市高茶屋小森上野町1185番地1 津市相川建設作業事務所

電話番号 059-235-5655

津市告示第449号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年10月11日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年10月11日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第450号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年10月12日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年10月12日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第452号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年10月13日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、久居駅（放置禁止区域）及び結城町地内
- 2 撤去した年月日 平成18年10月13日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第453号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年10月16日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津新町駅（放置禁止区域）及びアスト公
共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成18年10月16日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第454号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年10月17日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅（放置禁止区域）及び津新町駅南第三公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成18年10月17日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市公告第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成18年9月22日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市一身田平野字平野513ほか2筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市栗真中山町190
株式会社トップハウス
代表取締役 浪岡 昭

津市公告第130号

津市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年9月29日

津市長 松田直久

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土地の所在			面積	用途区分	
大字	字	地番		変更前	変更後
高野尾町	寺谷	5948番	346㎡ うち200㎡	農地	農業用施設用地
芸濃町椋本	川原	6592番	3,874㎡ うち61.75㎡	農地	農業用施設用地
芸濃町椋本	百々	7035番	762㎡ うち673.84㎡	農地	農業用施設用地
芸濃町椋本	塚田	7083番	1,380㎡ うち615.75㎡	農地	農業用施設用地
美里町高座原	北子	1956番	353㎡ うち88㎡	農地	農業用施設用地
美里町高座原	中瀧	2067番	482㎡ うち284㎡	農地	農業用施設用地
美里町穴倉	百川	3009番	569㎡	農地	農業用施設用地
一志町高野	小牧	2250番 1	1,395㎡	農地	農業用施設用地
一志町高野	小牧	2251番	1,483㎡	農地	農業用施設用地
白山町佐田	中縄手	3298番	1,538㎡ うち188㎡	農地	農業用施設用地

津市公告第131号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年10月2日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年 9月29日
- 2 抑留期間 平成18年10月 4日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	河芸町	ラブラドル	黒	オス	大	不明	

- 3 公示期間 平成18年10月2日から平成18年10月4日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第132号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年10月4日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年10月 2日
- 2 抑留期間 平成18年10月 5日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	芸濃町	柴系	茶	メス	中	不明	赤い首輪 鎖付
2	住吉町	ビーグル	茶白	オス	中	不明	

- 3 公示期間 平成18年10月4日から平成18年10月5日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第133号

三重短期大学生活科学科助手を次のとおり募集します。

平成18年10月4日

津市長 松田直久

1 採用職名

助手

2 担当科目

給食管理実習、調理学実習、臨床栄養学実習、郊外実習指導、栄養教育論実習などの栄養士養成課程の実習科目等

3 採用人員

1人

4 応募資格

次の各号のいずれもの条件を満たす者

- (1) 管理栄養士の資格を有する者
- (2) 修士以上の学位を有する者又は着任時までに取得予定の者
- (3) 着任時30歳以下の者

5 採用予定日

平成19年4月1日

6 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより支給する。

7 応募締切

平成18年12月1日(金) (午後5時までに必着のこと。)

8 面接日

平成19年1月13日(土) (面接予定者には平成18年12月21日(木)又は22日(金)に連絡する。)

10 提出書類

- (1) 応募書類一覧表
- (2) 履歴書(写真をはり付けし、連絡先を明記すること。)
- (3) 教育研究業績一覧表(様式は本学ホームページを参照のこと。)
- (4) 教育研究業績の概要(1,000字程度)
- (5) 主な著書、論文等の別刷り、又はその写し
- (6) 教育・研究に関する抱負(1,000字程度)
- (7) 管理栄養士登録証の写し

*推薦状がある場合は添付すること。

*面接を受ける者は、面接時に最終学歴を証明する書類及び健康診断書を提出すること。

*上記（3）の記入様式は、大学ホームページ<http://www.tsu-cc.ac.jp>を参照すること。

11 選考方法

本学教授会において、審議の上決定する。

12 その他

採用後は津市又はその周辺等に居住できること。

書類提出先 〒514-0112

三重県津市一身田中野157番地

三重短期大学学長宛

（封筒の表に、「生活科学科助手応募書類在中」と朱書きすること。）

問い合わせ先 三重短期大学事務局大学総務担当

電話 059-232-2341 F A X 059-232-9647

E-mail 232-2341@city.tsu.lg.jp

（ただし、問い合わせは原則としてF A X又はE-mailで行うこと）

津市公告第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月5日

津市長 松田直久

1 工事完了年月日

平成18年10月2日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市野田字高栗1151、1152-2の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市久居北口町23-6 サン・コーポラス北口1棟104

伊東 正典

津市公告第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月5日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成18年10月2日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市大里睦合町字東豊久野2580-7
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市一身田平野622-31
寺本 衛

津市公告第136号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年10月6日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成18年10月 5日

2 抑留期間 平成18年10月11日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	美杉町	雑種	黒白	メス	中	不明	布の首輪
2	美杉町	雑種	黒	オス	小	不明	子犬

3 公示期間 平成18年10月6日から平成18年10月11日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第137号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成18年10月10日

津市長 松田直久

（「次のように」は省略し、その関係書類を津市農林水産部農林水産課に備えて縦覧に供する。）

津市公告第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月12日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成18年10月10日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市一身田上津部田字ソノ坪1503-2ほか6筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市末広町一丁目246-4
稲葉不動産 稲葉 米

津市公告第139号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置について指定したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成18年津市規則第199号）第13条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月13日

津市長 松田直久

指定道路

- 1 幅員 5.0メートル
- 2 延長 49.1メートル
- 3 地名地番 津市藤方字若松2476番4の一部

津市公告第140号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年10月17日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成18年10月13日

2 抑留期間 平成18年10月18日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	河芸町 東千里	雑種	黒白	オス	中	不明	黒の首輪

3 公示期間 平成18年10月17日から平成18年10月18日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第141号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年10月17日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成18年10月16日

2 抑留期間 平成18年10月19日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	白山町 川口	雑種	茶	メス	中	不明	赤い首輪
2	河芸町 一色	ラブラドール レトリバー	黒	オス	大	不明	赤いハーネス

3 公示期間 平成18年10月17日から平成18年10月19日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月5日

津市教育委員会委員長 佐々木 典夫

津市教育委員会規則第45号

津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

津市教育委員会会議規則（平成18年津市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「（会議の公開等）」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

会議は、公開とする。ただし、次に掲げる事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

- (1) 任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に関する事件
- (2) 議会の議案等に関する事件
- (3) 個人の権利利益を害するおそれのある事件
- (4) その他公開することが不相当であると認められる事件

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市教育委員会告示第12号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成18年10月4日

津市教育委員会

委員長 佐々木 典夫

- 1 招集の日時 平成18年10月5日（木）午後2時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件 津市教育委員会会議規則の一部の改正について

津市選挙管理委員会告示第81号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条第1項において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により平成18年9月1日現在にて調製した三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧に関し、次のとおり定めたので漁業法（昭和24年法律第267号）第94条第1項において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第2項の規定により告示する。

平成18年10月12日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- 1 縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧に供する期間 平成18年10月20日から11月3日まで
(毎日午前8時30分から午後5時まで)

津市選挙管理委員会告示第82号

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定により、
検察審査員候補者を選定するためのくじを行う場所及び日時を次のとおり定め
たので、同法第10条第3項の規定により告示する。

平成18年10月12日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

1 くじの場所 津市選挙管理委員会事務局

2 くじの日時 平成18年11月8日 午前9時30分

津市選挙管理委員会告示第83号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成18年10月12日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

1 抹消者数

男	女	計
14人	10人	24人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成18年10月11日

津市選挙管理委員会告示第84号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、次の者を在外選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成18年10月12日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

1 抹消者数

男	女	計
0人	1人	1人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成18年10月11日

津市消防本部訓令第13号

消防本部

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年9月29日

津市消防長 野田重門

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令

津市消防署の組織に関する訓令（平成18年津市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第2項」を「第10条第2項」に改める。

別表第1津市久居消防署の項中「久居藤ヶ丘町」を「久居藤ヶ丘町」に改め、「久居射場町」の次に「、青葉台一丁目、青葉台二丁目」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市工業用水道事業給水条例施行規程をここに公布する。

平成18年9月29日

津市水道事業管理者 平井秀次

津市水道事業管理規程第15号

津市工業用水道事業給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津市工業用水道事業給水条例（平成18年津市条例第312号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水又は基本使用水量の変更の申込み)

第2条 条例第4条の規定による給水の申込み又は条例第6条第1項の規定において準用する条例第4条の規定による基本使用水量の変更の申込みは、工業用水給水（基本使用水量変更）申込書（第1号様式）により行うものとする。

(給水又は基本使用水量の変更の承認の通知)

第3条 条例第5条第2項の規定による給水の承認の通知又は条例第6条第1項の規定において準用する条例第5条第2項の規定による基本使用水量の変更の承認の通知は、工業用水給水（基本使用水量変更）承認通知書（第2号様式）により行うものとする。

(氏名等の変更の届出)

第4条 条例第7条の規定による使用者の氏名若しくは名称、代表者の氏名又は住所若しくは所在地に変更があったときの届出は、氏名等変更届（第3号様式）により行うものとする。

(権利又は義務の譲渡)

第5条 条例第8条第1項の規定により権利又は義務の譲渡について承認を受けようとする者は、権利又は義務の譲渡承認申請書（第4号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、権利又は義務の譲渡承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、承認したときは、権利又は義務の譲渡承認通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により権利又は義務の譲渡について承認を受けた者及びその権利又は義務を譲り受けた者は、条例第4条の規定による給水の申込みをし、管理者の承認を受けなければならない。

(地位の承継の届出)

第6条 条例第8条第2項の規定による使用者の地位を承継した旨の届出は、使用者地位承継届（第6号様式）により行うものとする。

（受水施設工事の委託の申請）

第7条 条例第11条第2項の規定により受水施設の工事の設計及び施行を管理者に委託しようとする者は、受水施設工事設計施行委託申請書（第7号様式）を管理者に提出しなければならない。

（量水装置の移転）

第8条 量水装置の移転の請求をしようとする者は、量水装置移転工事施行請求書（第8号様式）を管理者に提出しなければならない。

（量水装置の機能検査）

第9条 条例第14条の規定による量水装置の機能検査の請求は、量水装置機能検査請求書（第9号様式）により行うものとする。

（工事費用の算出）

第10条 条例第16条第2項に規定する工事費用の算出は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 工事費 管理者の積算基準

(2) 事務費 工事設計金額の6パーセント以内（1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）

(3) 前2号に掲げる費用以外に必要な特別の費用 その実費

（給水の制限又は停止の場合の料金の減額）

第11条 条例第18条の規定により給水を制限し、又は停止した場合は、条例第28条の規定により、その給水の制限又は停止した期間に応じて管理者が決定した水量に1立方メートルにつき63円を乗じて得た額を基本料金から減ずることができる。

（給水の制限又は停止の通知）

第12条 条例第18条第2項の規定による給水の制限若しくは停止又は条例第29条の規定による給水の停止の通知は、工業用水給水制限（停止）通知書（第10号様式）により行うものとする。

（改善等の指示）

第13条 条例第19条第2項の規定による工業用水の適正使用に関する改善等の措置の指示は、改善等指示書（第11号様式）により行うものとする。

2 使用者は、改善等指示書により指示された事項に関し改善等を行ったときは、速やかに改善等結果報告書（第12号様式）を管理者に提出しなければならない。

（使用の開始の届出）

第14条 条例第22条の規定による工業用水の使用の開始の届出は、工業用水の使用を開始しようとする日の10日前までに、工業用水使用開始届（第13号様式）により行うものとする。

（使用の廃止の申請）

第15条 条例第23条第1項の規定による工業用水の使用の廃止の申請は、工業用水の使用を廃止しようとする日の3月前までに、工業用水使用廃止承認申請書（第14号様式）により行うものとする。

2 管理者は、工業用水使用廃止承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、承認したときは、工業用水使用廃止承認通知書（第15号様式）により、申請者に通知するものとする。

（メーターの検針の定例日等）

第16条 条例第24条第1項に規定するメーターの検針の定例日は、毎月10日とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、当該定例日以外の日

にメーターを検針することができる。

2 条例第24条第3項の規定による超過使用水量の算定又は認定をしたときの通知は、超過使用水量算定（認定）通知書（第16号様式）により行うものとする。

（料金の納入期限）

第17条 条例第27条の管理者の定める納入期限は、メーターを検針した日の属する月の28日とする。ただし、当該納入期限の日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は当該休日でない日を納入期限とする。

（立入検査の身分証明書）

第18条 条例第30条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（第17号様式）とする。

（委任）

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

2 この規程の施行前に安濃町専用水道供給条例施行規則（昭和49年安濃町規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

第1号様式（第2条関係）

（表）

工業用水給水（基本使用水量変更）申込書

年 月 日

（あて先）津市水道事業管理者

（〒 ）

住 所

申込者 氏 名

⑩

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電 話

工業用水の給水を受けたいので、次のとおり申し込みます。
基本使用水量の変更をしたい

工 場	名 称	
	所 在 地	
給水開始予定年月日 又は変更予定年月日	年 月 日	
基 本 使 用 水 量	$m^3 / 月$ ($m^3 / 月$)	
用 途	ボイラー用	$m^3 / 日$
	冷却用	$m^3 / 日$
	洗浄用	$m^3 / 日$
	原料用	$m^3 / 日$
	用	$m^3 / 日$
	用	$m^3 / 日$
申 込（変 更）理 由		
貯水槽設置の有無	設置する（容量	）
	設置しない（理由	）

備考

- 基本使用水量の変更の申込みの場合は、基本使用水量の欄に変更後の水量を記入し、（ ）内に変更前の現に決定されている水量を記入すること。
- 基本使用水量の変更の申込みの場合は、裏面の業務概要の記載を省略することができます。

(裏)
業務概要

1 工事用水使用現況

主要製品名	区分	自家用水		買水		合計
		地表水	地下水	上水道	工業用水道	
	使用水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)					
	用水単価 ($\text{m}^3/\text{日}$)					

2 工業用水需要計画

区分		現年度	年度	年度	年度	年度
年間出荷額 (千円)						
従業員数 (人)						
工業面積 (m^2)						
需要量の 内訳	自家用水 ($\text{m}^3/\text{日}$)					
	上水道 ($\text{m}^3/\text{日}$)					
	工業用水道 ($\text{m}^3/\text{日}$)					
	給水開始期 日					
合計 ($\text{m}^3/\text{日}$)						
伸率 (%)		100				

第2号様式（第3条関係）

工業用水給水（基本使用水量変更）承認通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市水道事業管理者（氏 名） 印

年 月 日付けで申込みのあった工業用水の給水基本使用水量の変更について、次のとおり承認したので通知します。

工場	名 称	
	所在地	
基本使用水量		m ³ /月 (m ³ /月)
給水開始（変更）年月日		年 月 日
承認条件等		

備考

基本使用水量の変更の承認の場合は、基本使用水量の欄に変更後の基本使用水量を記入し、（ ）内に変更前の現に決定されている基本使用水量を記入してあります。

第3号様式（第4条関係）

氏名等変更届

年 月 日

（あて先）津市水道事業管理者

（〒 ）

住 所

届出者 氏 名

⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名
電 話

氏 名

名 称

代表者の氏名を変更したので、次のとおり届け出ます。

代表者の住所

所 在 地

変更内容	変更前	
	変更後	
	変更年月日	年 月 日
変更理由		

第4号様式（第5条関係）

権利又は義務の譲渡承認申請書

年 月 日

（あて先）津市水道事業管理者

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

法人その他の団体にあつては、
 主たる事務所又は事業所の所
 在地、名称及び代表者の氏名
 電 話

工業用水道の使用者の権利又は義務を譲渡したいので、次のとおり申請
 します。

譲 渡 予 定 工 場	名 称	
	所在地	
譲 受 人	名 称	
	所在地	⑩
譲 渡 予 定 年 月 日	年 月 日	
譲 渡 の 理 由 及 び 条 件		
譲 渡 基 本 使 用 水 量	$m^3 / 月$ ($m^3 / 月$)	
そ の 他		

備考

譲渡前の基本使用水量を譲渡基本使用水量の欄の（ ）に記入すること。

第5号様式（第5条関係）

権利又は義務の譲渡承認通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市水道事業管理者（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました権利又は義務の譲渡について、次のとおり承認したので通知します。

譲渡予定工場	名称	
	所在地	
譲受人	名称	
	所在地	
譲渡予定年月日	年 月 日	
譲渡の理由及び条件		
譲渡基本使用水量	m ³ /月 (m ³ /月)	
承認条件等		

備考

譲渡基本使用水量の欄の（ ）には、譲渡前の基本使用水量を記入してあります。

第6号様式（第6条関係）

使用者地位承継届

年 月 日

（あて先）津市水道事業管理者

（〒 ）

住 所

届出者 氏 名

⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名
電 話

工業用水道の使用者の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

承継した工場	名 称	
	所在地	
承継年月日	年 月 日	
承継の理由		
承継した基本使用水量	m ³ /月	
前使用者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	代表者氏名	

備考

承継の事実を証する書類（写しでも可）を添付すること。

第7号様式（第7条関係）

受水施設工事設計施行委託申請書

年 月 日

（あて先）津市水道事業管理者

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名
電 話

受水施設工事の設計及び施行を委託したいので、次のとおり申請します。

工 場	名 称	
	所 在 地	
受 水 施 設 工 事 場 所		
工 事 に つ い て の 希 望 事 項	受水施設の概要	
	完成希望年月日	年 月 日
	そ の 他	

備考

- 1 受水施設設置予定地点の見取図を添付すること。
- 2 工事に要する費用は、申請者の負担とします。

第8号様式（第8条関係）

量水装置移転工事施行請求書

年 月 日

（あて先）津市水道事業管理者

（〒 ）

住 所

請求者 氏 名

⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

次のとおり量水装置の移転工事の施行を請求します。

移転工事希望年月日	年 月 日
量水 装置	製 作 会 社 名
	製 造 番 号
	名 称 及 び 規 格
移 転 理 由	
移転工事施行に對し ての要望事項	

備考

- 1 現在の設置場所及び移転場所の分かる見取図を添付すること。
- 2 工事に要する費用は、請求者の負担とします。

第 1 0 号様式（第 1 2 条関係）

工業用水給水制限（停止）通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市水道事業管理者（氏 名） 印

制限
次のとおり給水を停止 しますので通知します。

制限（停止）日時	年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午前 時 分まで 午後 午後
制限（停止）水量	m ³ / 時間
	m ³ / 日
制 限 率	%
制限（停止）理由	
そ の 他	

備考

制限・停止水量及び制限率は、小数点以下 2 位未満の端数を切り捨ててあります。

第 1 1 号様式（第 1 3 条関係）

改善等指示書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市水道事業管理者（氏 名）

工業用水の適正使用について、次のとおり指示します。
なお、改善等結果報告書を速やかに提出してください。

工場	名 称	
	所在地	
指 示 内 容		
指 示 理 由		
改 善 等 期 限	年 月 日まで	

第12号様式（第13条関係）

改善等結果報告書

年 月 日

（あて先）津市水道事業管理者

（〒 ）

住 所

報告者 氏 名

⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名
電 話

年 月 日付け（記号番号）で指示のありましたことにつ
いて、次のとおり改善等を行いましたので、報告します。

工 場	名 称	
	所 在 地	
改 善 内 容		
改 善 完 了 年 月 日	年 月 日	

備考

改善等の内容が分かる図面、写真等を添付すること。

第 1 3 号様式（第 1 4 条関係）

工業用水使用開始届

年 月 日

（あて先）津市水道事業管理者

（〒 ）

住 所

届出者 氏 名 ⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名
電 話

工業用水の使用を開始したいので、次のとおり届け出ます。

工 場	名 称	
	所 在 地	
使用開始年月日	年 月 日	
基本使用水量		m ³ /月

備考

工業用水の使用を開始しようとする日の 1 0 日前までに提出すること。

第14号様式（第15条関係）

工業用水使用廃止承認申請書

年 月 日

（あて先）津市水道事業管理者

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名
電 話

工業用水の使用を廃止したいので、次のとおり申請します。

廃止する工場	名 称	
	所在地	
廃止年月日		年 月 日
基本使用水量		m ³ /月
廃止する理由		

備考

工業用水の使用を廃止しようとする日の3月前までに提出すること。

第 1 5 号様式（第 1 5 条関係）

工業用水使用廃止承認通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市水道事業管理者（氏 名）

年 月 日付けで申請のあった工業用水の使用の廃止について、次のとおり承認したので通知します。

廃止する工場	名 称	
	所在地	
廃止年月日	年 月 日	
基本使用水量	m ³ /月	
廃止条件等		

第16号様式（第16条関係）

超過使用水量算定（認定）通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市水道事業管理者（氏 名）

次のとおり 年 月分の工業用水の超過使用水量を算定したの
認定
で通知します。

超 過 使 用 水 量		m ³ /月
超過使用水量算出期間		年 月 日から 年 月 日まで
参 考	基本使用水量(A)	m ³ /月
	制限(停止)水量(B)	m ³ /月
	使用水量(A)-(B)	m ³ /月
備 考		

第 17 号様式（第 18 条関係）

（表）

(番 号)	
身分証明書	
写 真	所 属 職 名 氏 名
	年 月 日生
上記の者は、津市工業用水道事業給水条例第 30 条第 1 項の規定により受水施設、量水装置等の検査をすることができる職員であることを証明する。	
	年 月 日交付
	津市水道事業管理者（氏 名） 印

（裏）

注 意 事 項
1 本証は、工場等に立ち入り、受水施設、量水施設等を検査するときは、常に携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示すること。
2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
3 本証を損傷し、又は亡失したときは、直ちに届け出て、再交付を受けること。
4 本証は、退職その他の理由により不要になったときは、直ちに返還すること。

津市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年9月29日

津市水道事業管理者 平井 秀次

津市水道事業管理規程第16号

津市水道事業会計規程の一部を改正する規程

津市水道事業会計規程（平成18年津市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「水道事業」の次に「（工業用水道事業を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

津市水道局告示第11号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成18年10月3日

津市水道事業管理者 平井秀次

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社アーム産業	松阪市平成町24番地12	平成18年9月26日
大創設備	津市あのかつ台三丁目11番地5	平成18年9月15日

津市水道局告示第12号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成18年10月13日

津市水道事業管理者 平井秀次

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社 栄建	津市分部238番地1	平成18年10月5日